

質問者	当日/後日	質問/意見	質問・意見内容	回答
1	当日	質問	<p>「福島第1原発事故の教訓を持って基準を決めた」というところに疑問を感じた。 例えば、津波による全電源喪失を想定とのことであるが、福島の際は地震で電源喪失したところに津波が襲ったと理解している。 福島第1原発1号機のアイソレーションコンデンサは、地震動によって配管が破断したとのデータがあり、国会の事故調にも指摘されている。 この度、そういった結果が反映されたものと思えないが、いかがか。</p>	<p>●新規制基準は、国会事故調をはじめとする各種の事故調査報告書で示された福島第一原発事故の教訓を踏まえ、またIAEAの安全基準や諸外国の規制基準も確認しながら策定されたものです。</p> <p>●福島第一原発事故では、地震によって、鉄塔の倒壊等が生じたことにより外部からの電源供給が停止し、さらに津波によって、非常用ディーゼル発電機、配電盤等の電気設備の多くが水没・被水して機能を喪失したことにより全交流電源喪失に至ったものと考えられます。</p> <p>●なお、地震動による小規模な漏えいの発生については、地震発生から津波到達までは電源が失われておらず、プラントデータが記録されており、このデータでは、原子炉の水位、圧力に大きな変化はなく、原子炉圧力容器からの漏えいを示すデータはみられていません。また、原子炉建屋への蒸気の漏えいを示す警報等の記録もないことから、津波到達までは漏えいが発生したことを示すデータは得られていません。</p>
2	当日	質問	<p>福島で放出された総放射線量と比較して、この度示された重大事故発生時の想定放出放射線量は3桁小さい数値ということだが、その根拠となるデータは我々が何かで知ることができるのか。</p>	<p>●新規制基準では、仮に炉心損傷の発生を想定した場合でも格納容器を破損させないよう、格納容器破損防止対策が有効であることを確認するために、電源が一斉に喪失し、原子炉の冷却水が急激に失われるといった、福島第一原子力発電所事故より厳しい重大事故を想定して評価を実施しております。高浜発電所ではこの場合、環境に放出されるセシウム137の放出量は約4.2TBq(※7日間の数値)であり、福島第一原子力発電所事故と比べても3桁低いレベルに抑えられております。</p> <p>●この評価に係る事業者の説明資料は、原子力規制委員会のホームページで公開しています。 平成27年02月02日 新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング資料</p>
3	当日	質問	<p>万全に努めていることは理解した。 ただ、福井地裁において再稼働差止めの仮処分が下されたが、その中で、700ガルに設定されている基準地震動が低いとの指摘がある。 2005年以降の10年間に、基準以上の地震が5回以上発生しているとのこと。 このことから、安全であると考えにくいのだが、いかがか。</p>	<p>●本件訴訟について当事者でないため、仮処分への言及は差し控えます。</p> <p>●700ガルという基準地震動の設定が高いのか低いのかということについて、御指摘のように全国で当時の基準地震動を超える地震が観測されたというのは事実です。ただし、それぞれの個所で発生している地震は、それぞれの地域特性によるものが大きく、例えば、東北地方太平洋沖地震は太平洋プレートと北米プレートが重なる地域で発生する地震であるとか、さらに、震源からどの程度離れているか、その地域の地盤の状況など、その地域ごとの特性に応じた基準地震動の設定が必要です。</p> <p>●高浜発電所の地域は、太平洋側から離れた地域であり、南海トラフ等のプレート間地震による地震の影響は内陸で起こる地震に比べ小さい。一方、この地域に確認されている全ての断層について検討し、さらに、この地域の地盤状況や震源の想定など、あらゆるデータでもって基準地震動を設定するものです。</p> <p>●また、現在未確認の断層の存在も否定できないものであり、過去の同様事例から、震源が特定されない地震のデータも加味することで、適正に審査していると考えています。</p>
12	12月3日	意見	<p>原発の安全について、新規制基準に合格したとされているが、一方「100%は有り得ない」と言われている。 現在、原発再稼働してなくても電力は充足しているし、自分達も節電に努めるので、原子力発電は廃止してほしい。</p>	意見のため回答無し
13	12月7日	意見	<p>関西電力は、高浜発電所、大飯発電所、美浜発電所の11基に加え、日本原子力発電所の2基と、日本原子力開発機構の1基の原子力発電所があるが、1995年12月8日の夜、敦賀の「もんじゅ」でナトリウムが漏れる事故が起きている。この時、2次系統だったために最悪の事態こそ免れているが、この時は事故の処理が非常にまずかったと思っている。事故の直後を撮影したビデオを改ざんするなどの事故隠しが相次いでいる。バブル経済が崩壊し、不安を感じる中での相次ぐ事故、そこに「夢の原子炉」と言われた「もんじゅ」の事故が重なっている。そういう過去がある以上、今では京丹波町UPZ圏内の人々は不安を感じやすい心理状態にあることを前提に、小さな事故でも、事実は事実として正しい発表を求める。</p>	意見のため回答無し
15	12月7日	質問	<p>新規制基準の設定や強化は大切なことだが、基準地震動を最大加速度550ガルから700ガルに引き上げたことについて、申請当初以前、即ち高浜発電所建設時ではもっと低かったとなる。 とすれば、当初の基準で原子力発電所の建屋、設備が設置されたとなり、当初の建設そのものに問題があったこととなるのではないか。</p>	<p>●過去の地震動は、当時考え得る科学的知見に基づいて策定され、その地震に対して十分な耐震性を確保できるよう設計されてきました。その後の地震学及び地震工学に関する新たな知見の蓄積等を基に耐震設計審査指針が見直され、さらには東北地方太平洋沖地震などの近年の知見も加えて新規制基準を策定しています。新規制基準では、最新の知見を反映した基準地震動の策定及びその基準地震動に対する耐震性を要求しており、審査において基準への適合性を確認しています。</p>
15	12月7日	質問	<p>いかに冷却水配管をしっかりと土台や建物に固定したとしても、本体そのものについて、しっかりと見直し検討が必要ではないか。</p>	<p>●ご質問の趣旨が不明確ですが、審査では、地震及び津波による損傷の防止の観点から、機器・配管のみならず、建物や構築物についても、想定される外力に十分に耐え、安全機能が損なわれるおそれがないことを確認しています。</p>

質問者	当日/後日	質問/意見	質問・意見内容	回答
16	12月7日	質問	福井地裁による原発再稼働差し止め仮処分決定文の内容は御周知と思うが、その文面中の司法による「原子力規制委員会規制基準」及び「事業者認識」の安全性を危惧する判断に対し、新基準審査合格を以て安全性を認められた御委員会のその決定内容は十分であると現在も認識されているのか、お改めになる意志はお持ちではないのか、根拠を含めお答えいただきたい。	<p>●原子力規制委員会は、本件の当事者ではなく、同決定の内容について直接コメントをする立場にありません。</p> <p>●なお、規制委員会としては、これまでに明らかになった福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、IAEAや諸外国の規制基準も確認しながら、新規制基準を策定したという認識であり、これを見直す必要はないと考えています。</p>
16	12月7日	質問	30年を超える原発の「高経年化審査」が原子力規制庁にて現在も継続して行われている高浜3,4号機ではあるが、法規によれば「当該審査完了及び、それに基づく長期保守方針の確定が稼働30年に当たる期日以前に完了する事。」が義務づけられていると認知するが、3号機は2015年1月17日、また4号機は2015年6月5日に既にその期限を超過している事実がある。御委員会はまだ決済をされていないはずであるが、このことを踏まえれば現行法下においての再稼働は違法であり不可能であるという判断をせざるを得ないのではないのか。詳細に御明確に事実をあわせてご説明を頂きたい。	<p>●高浜3, 4号機については、原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価に基づく長期保守管理方針を定めた保安規定の変更認可申請について、平成27年11月18日に認可(以下「本件認可」という。)しました。</p> <p>法令上は、運転開始後30年を経過する日までに、安全を確保する上で重要な機器及び構造物等の経年劣化に関する技術的な評価を行い、長期保守管理方針を策定することを求めており、その保安規定の認可について期限を定めた規定はありません。</p>